

# 筑波大学附属中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者並びに関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめ防止のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策（学校として取り組むべき施策）

#### ①学校におけるいじめの防止

- ア 学校の生活指導目標の一つに「いじめのない明るい学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを組織的に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに多くの関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する自主的な生徒会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、全校集会や学年集会等を活用する。

#### ②いじめの早期発見のための措置

##### ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- (ア) 生徒対象生活実態調査 年1回(6月)
- (イ) 保護者対象学校評価調査 年1回(3月)
- (ウ) 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査  
年3回(7月・12月・3月)

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- (ア) スクールカウンセラーとの連携
- (イ) いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及びその資質の向上をはかる。また、いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

**③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策**

インターネットを通じて発信される情報の流通性、発信者の匿名性、その他の特性を踏まえ、生徒及び保護者がインターネット空間で行われるいじめを防止し並びに効果的に対処できるよう、啓発活動としての情報モラル研修会等を行う。

**(2) いじめ防止等に関する措置**

**①いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置**

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

**<構成員>**

校長、副校長、生徒指導主幹、学年主任、支援教育特設委員会(生徒支援担当、特別支援教育担当)、養護教諭、スクールカウンセラー、附属学校教育局指導教員

**<活動>**

- ア いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- イ いじめ防止に関すること。
- ウ いじめ事案への対応に関すること。
- エ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

**<開催>**

定期的(教官会議後等)に会合を開き、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

## ②いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ 「いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために、必要がある」と認められるときは、保護者と連携を図りながら、該当者を一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、筑波大学附属学校教育局及び所轄警察署等と連携して対処する。

## (3) 重大事案への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を、附属学校教育局に速やかに報告する。
- ② 附属学校教育局と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え適正に自校の取り組みを評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(参考)

### 【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。